証券コード4494
2026年５月12日

株　主　各　位

東京都千代田区神田錦町一丁目６番地
バリオセキュア株式会社
代表取締役社長　斧　江　章　一

第11期　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第11期定時株主総会招集通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト　https://www.variosecure.net/ir/library/
（「株主総会」タブからご確認ください。）

　電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株主総会資料掲載ウェブサイトおよび東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。
　下記の株主総会資料掲載ウェブサイトもしくは東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「バリオセキュア」または証券コード「4494」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいますようお願い申しあげます。

株主総会資料　掲載ウェブサイト　https://d.sokai.jp/4494/teiji/
東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　株主の皆様におかれましては、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2026年５月26日（火曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年５月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）
2．場　　所　東京都千代田区神田錦町二丁目２番地１　神田スクエア３階　CONFERENCE
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項　第11期（2025年３月１日から2026年２月28日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　当社とHEROZ株式会社との株式交換契約承認の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

4．議決権行使についてのご案内

（1）書面による議決権行使の場合
本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年５月26日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送ください。

（2）インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、４頁および５頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2026年５月26日（火曜日）午後６時までに行使してください。

（3）複数回行使された場合の議決権の取り扱い
書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（4）議案につき賛否の表示をされない場合の取り扱い
ご返送いただいた議決権行使書において、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以　上

電子提供措置事項に修正が生じた場合には、その旨、修正前及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://www.variosecure.net/）、株主総会資料　掲載ウェブサイト（https://d.sokai.jp/4494/teiji/）および東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）に掲載させていただきます。

書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は法令及び当社定款第15条の規程に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
②事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
③計算書類の「個別注記表」
④株主総会参考書類のうち、HEROZ株式会社の「定款」及び「同社の最終事業年度（2025年4月期）に係る計算書類等の内容」

≪ご来場される場合のお願い事項≫

- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
- 開会後に体調がすぐれないよう見受けられる方につきましては、会場スタッフがお声がけする場合やご退出をお願いする場合がございます。
- 本株主総会においては、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申しあげます。

≪インターネットによる議決権行使のご案内≫

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　https://www.web54.net（ウェブ行使）

2．インターネットによる議決権行使の方法について

（1）パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）スマートフォンをご利用の方

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログイン二次元コード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で、行使内容を変更される場合には、再度二次元コードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3．議決権行使のお取扱いについて

（1）議決権の行使期限は、2026年５月26日（火曜日）午後６時までとなっておりますので、お早目の行使をお願いいたします。

（2）書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

（3）議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

（4）パソコンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

（1）パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

（2）パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

（3）議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に限り有効です。

5．パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
［電話］0120（652）031（受付時間　9:00～21:00）

（2）その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

以　上

事　業　報　告

（2025年３月１日から
2026年２月28日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善する下で各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続いております。一方で、物価上昇や米国における通商政策、中東地域の緊迫化により世界経済の不確実性が高まっているなど懸念材料も多く、国内経済を下押しするリスクが存在しています。

当社を取り巻くセキュリティサービス市場の環境としては、サイバーセキュリティ攻撃による脅威が年々増加しており、ランサムウェア（身代金要求型ウイルス）によるサイバー攻撃被害が中小企業だけでなく大企業においても脅威となっております。

このような環境下、セキュリティサービス市場は多様化するサイバー攻撃被害を受けて需要が拡大しており、高度なセキュリティ対策を必要とするものの、自社での運用・管理が困難である企業がセキュリティベンダーへ運用や監視をアウトソーシングする傾向にありサービス利用の拡大に繋がっています。また、2025年８月からは中堅・中小企業のランサムウェアによる業務停止などの経営リスクに対応するランサムウェア対策パッケージを提供しております。

このような状況のもと、セキュリティBPOサービス（注１）の売上収益は、ストック型の積み上げとその低解約率（0.72%）（注２）、価格改定の効果及びVarioマネージドEDRのライセンス数増加により前期比では増収となりました。インテグレーションサービスではネットワーク機器の調達や構築を行うネットワークインテグレーションサービスが前期比で増収となりました。

費用については、原材料やエネルギー価格の高騰に起因する各種ライセンス費用や保守費用の値上げ等により増加となりました。

これらの結果、日本基準に準拠した当事業年度の業績は、売上高2,842,655千円（前期比6.6%増）、営業利益302,276千円(同39.2%増)、経常利益290,422千円(同41.2%増）、当期純利益105,811千円（同46.9%増）となりました。

参考情報として、国際会計基準（以下、「IFRS」という）に準拠した当事業年度の業績は、売上収益2,842,655千円（前期比6.6％増）、営業利益561,509千円(同14.1％増)、税引前利益546,538千円(同14.5％増）、当期利益377,611千円（同10.3％増）となりました。併せて、「１．会社の現況　(2) 直前三事業年度の財産及び損益の状況」に、参考情報として、IFRSに基づく直前三事業年度の財産及び損益の状況も記載しております。

(注１)前事業年度において「マネージドセキュリティサービス」としていたサービスは、当事業年度より「セキュリティBPOサービス」にサービス名を変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。
(注２)解約率（金額ベース）＝年間解約金額÷（各年度の期初ベース月次売上収益×12）

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました当社の設備投資の総額は87,895千円であり、主にセキュリティBPOサービスに係る工具、器具及び備品やソフトウエア開発プロジェクトで発生した支出をソフトウエア仮勘定に計上したこと等による投資61,831千円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 8 期 (2023年 2 月期)	第 9 期 (2024年 2 月期)	第 10 期 (2025年 2 月期)	第 11 期 (当事業年度) (2026年 2 月期)
売上高(千円)	2,634,377	2,640,423	2,667,539	2,842,655
経常利益(千円)	276,062	246,848	205,677	290,422
当期純利益(千円)	110,313	88,924	72,049	105,811
1株当たり当期純利益 (円)	26.88	19.69	15.94	23.41
総資産(千円)	6,179,162	5,697,743	5,325,076	5,211,568
純資産(千円)	3,834,938	3,743,219	3,817,130	3,922,941
1株当たり純資産額 (円)	849.35	828.41	844.53	868.18

(注) 1．1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2．1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数により算出しております。

(参考情報)　IFRSに基づく直前三事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 8 期 (2023年 2 月期)	第 9 期 (2024年 2 月期)	第 10 期 (2025年 2 月期)	第 11 期 (当事業年度) (2026年 2 月期)
売上収益(千円)	2,634,377	2,640,423	2,667,539	2,842,655
税引前利益(千円)	542,394	509,156	477,175	546,538
当期利益(千円)	383,316	347,604	342,233	377,611
基本的1株当たり当期利益 (円)	93.41	76.96	75.72	83.55
資産合計(千円)	7,826,190	7,649,933	7,576,240	7,791,276
資本合計(千円)	5,378,973	5,548,163	5,891,882	6,270,144
1株当たり資本合計 (円)	1,191.32	1,227.87	1,303.56	1,387.65

(注) 1．当社はIFRSに基づいた財務諸表を作成しているため、IFRSに基づく数値も参考情報として記載しております。
2．基本的1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
3．1株当たり資本合計は、期末発行済株式総数により算出しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はHEROZ株式会社で、同社は当社の普通株式1,934千株（議決権比率42.8%）を保有しております。

HEROZ株式会社は、当社の取締役６名（監査等委員会の委員となる取締役を除きます。）の候補者を指名する権限及び指名した取締役を解任する権限を有し、当社の指名委員会が残り５名（監査等委員会の委員となる取締役３名を含みます。）の候補者を指名する権限を有します。

② 親会社との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社が対処すべき課題は以下のとおりです。

① 人材の確保・育成

当社の中期的な成長に向けて、持続的な企業価値向上の源泉である人材の確保と育成は、最重要課題であると認識しております。AIを事業ドメインとするHEROZ株式会社による当社の完全子会社化を機に、同社が提供する「HRイネーブルメントサービス」を自社の採用戦略に直接導入いたします。AI技術を用いたデータ分析による採用精度の向上や、ターゲット層への最適なアプローチを推進することで、即戦力となる専門人材の確保を強力に加速させてまいります。また、グループ一体となった採用ブランディングの構築により、人材獲得競争における優位性を確立いたします。獲得した優秀な人材が能力を最大限発揮できる環境整備に注力し、グループシナジーを最大化させることで、さらなる成長に邁進してまいります。

② 経営体制の強化

当社は企業を持続的に成長させるにあたり、経営体制の強化が重要と考えております。HEROZ株式会社による当社の完全子会社化を機に、経営の迅速化、効率化を図ると共に透明性の高い経営を通して、中長期における企業価値の一層の向上のために、経営体制の強化を図ってまいります。

③ 新技術、社会変化に対応したサービス開発

クラウドサービスの利用拡大やワークスタイルの変化、そして、巧妙化するサイバー攻撃により、セキュリティの脅威は社外、社内という境界を越えて存在するようになりました。このような環境下、当社では死活監視や機器の保守運用などを行うマネージドセキュリティサービスに加え、セキュリティリスクを検知し、脅威を除去する端末側のセキュリティサービスやデータの保護・復旧を行うバックアップサービスなど、事業領域を拡大してまいりました。中期経営計画では、セキュリティサービスを包括的に提供する統合セキュリティベンダーとして、各種サービスの提供を行っていく予定です。今後も新たなセキュリティ課題に対する需要が拡大する中、市場の変化に対応したサービスを提供してまいります。

⑸ **主要な事業内容**（2026年２月28日現在）

当社は、“Your NET Guardian, alongside your invaluable Future.”（企業のネットセキュリティに伴走し、安心・安全なビジネスを支えます）をミッションとし、セキュリティ対策の「24/365 WORK」を請け負う Security BPaaS「Vario Ultimate ZERO」を提供しています。

“Justice for your NET”（企業のネットインフラに正義の味方を常駐派遣する）をバリューとし、自社開発の国産製品をベースとしたネットワークセキュリティ導入・運用管理サービスを提供しております。

事業		事業内容
インターネットセキュリティサービス事業	セキュリティBPOサービス	・当社独自の専用機器VSRを利用した統合型インターネットセキュリティサービス ・データのバックアップサービス（VDaP） ・エンドポイントセキュリティサービス（Vario EDR） ・VarioマネージドLAN/Wi-Fiサービス
	インテグレーションサービス	・中小企業向け統合セキュリティ機器（UTM）であるVCR（Vario Communicate Router）の販売 ・ネットワーク機器の調達や構築を行うネットワークインテグレーションサービス

⑹ **主要な営業所**（2026年２月28日現在）

名　　称	所　在　地
本社	東京都千代田区
大阪オフィス	大阪府大阪市西区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区

⑺ **使用人の状況**（2026年２月28日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
83名（4.7名）	10名減	40.13歳	6.07年

（注）　使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は最近１年間の平均雇用人数を（　）外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2026年２月28日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社みずほ銀行	337,500千円
株式会社あおぞら銀行	337,500千円
株式会社商工組合中央金庫	225,000千円

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（2026年２月28日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 14,900,000株

⑵ **発行済株式の総数** 4,522,961株

⑶ **株主数** 2,655名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
ＨＥＲＯＺ株式会社	1,934,000株	42.80%
光通信ＫＫ投資事業有限責任組合	301,600株	6.67%
楽天証券株式会社共有口	157,800株	3.49%
株式会社ＳＢＩ証券	130,098株	2.88%
有限会社光パワー	114,300株	2.53%
ＵＨ Ｐａｒｔｎｅｒｓ ２投資事業有限責任組合	109,600株	2.43%
重田康光	106,600株	2.36%
ＢＮＹ ＧＣＭ ＣＬＩＥＮＴ ＡＣＣＯＵＮＴ ＪＰＲＤ ＡＣ ＩＳＧ（ＦＥ－ＡＣ）（常任代理人 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）	64,200株	1.42%
槇田重夫	54,300株	1.20%
山本大助	52,000株	1.15%

（注）持株比率は自己株式（4,427株）を控除し、小数点第３位を四捨五入して計算しております。

⑸ **当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

該当事項はありません。

⑹ **その他株式に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

⑶ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役の状況（2026年２月28日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	斧　江　章　一	事業本部長 グローバルブライト合同会社　代表社員
取　締　役	林　　隆　弘	HEROZ株式会社　代表取締役CEO 株式会社ストラテジット　取締役 株式会社エーアイスクエア　取締役 株式会社ティファナ・ドットコム　取締役 VOIQ株式会社　取締役 楽待株式会社　社外取締役
取　締　役	井　口　圭　一	HEROZ株式会社　取締役ＣＴＯ VOIQ株式会社　取締役
取　締　役	森　　博　也	HEROZ株式会社　取締役ＣＦＯ 株式会社ストラテジット　取締役 株式会社エーアイスクエア　取締役 株式会社ティファナ・ドットコム　代表取締役 VOIQ株式会社　取締役
取締役 監査等委員	畑　　敬　子	HOP株式会社　代表取締役CEO
取締役 監査等委員	髙　橋　可　奈	ひふみ総合法律事務所　弁護士 matsuri technologies株式会社　社外監査役 カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人　監督役員 株式会社レナタス 取締役監査等委員 霞ヶ関ホテルリート投資法人　監督役員
取締役 監査等委員	森　脇　　基	

（注）１．当事業年度中に辞任した取締役は次のとおりであります。

氏　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼務の状況
山森　郷司	2025年11月18日	辞任	取締役
永井　秀俊	2026年２月24日	辞任	取締役　管理本部長

２．当事業年度中の取締役の地位・担当及び重要な兼務の異動状況は次のとおりであります。

氏　名	異動前	異動後	異動年月日
山森　郷司	代表取締役社長 兼　技術本部長	取締役	2025年７月11日
斧江　章一	取締役　営業本部長	代表取締役社長 兼　営業本部長	2025年７月11日

３．監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を

実施し、また、監査等委員会において、専任の内部監査室長が監査等委員である取締役へ監査に必要な情報の共有を行うことで、相互連携を適切に図っているため必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

4．取締役監査等委員畑敬子氏、髙橋可奈氏及び森脇基氏は、社外取締役監査等委員であります。

5．取締役監査等委員畑敬子氏は、人材開発に関する相当程度の知見を有しております。

6．取締役監査等委員髙橋可奈氏は、弁護士の資格を有しており、会社法、金融商品取引法等の各種法令において高度な専門性と知見を有しております。

7．取締役監査等委員森脇基氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

8．当社は、取締役監査等委員畑敬子氏、髙橋可奈氏及び森脇基氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び社外取締役監査等委員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び取締役監査等委員が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑶ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社取締役及び取締役監査等委員となります。保険料は会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料の負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

⑷ 取締役及び取締役監査等委員の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容に関わる決定方針等

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬等の内容に関わる決定方針は、2022年11月30日開催の臨時取締役会にて決議しております。

イ．基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図る

インセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみとします。

また、取締役報酬の内容の決定に関し、手続の公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として報酬委員会を設置し、各取締役の報酬に関する事項の協議と、適切な報酬水準であるかの判断を行い、結果を取締役会に答申します。

ロ．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月毎の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて同業他社水準、業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

ハ．業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の売上収益、営業利益、当期利益に対する達成度合いに応じて算出された額を翌年度に支給します。

非金銭報酬等は、中長期の会社の価値及び株価の向上並びに株主視点を重視した経営を意図して譲渡制限付株式報酬により支給することとし、株主総会で決議した報酬総額の範囲とします。なお、取締役等への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。

二．基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とします。

ホ．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の金銭報酬額については、取締役会は、報酬委員会からの答申内容に基づき、代表取締役が最終決定することを委任しております。決定の権限を委任した理由は、業績や個々の取締役の職務執行状況などを俯瞰的に把握しつつ評価を行うには、代表取締役山森郷司及び斧江章一が適格であると判断したためです。上記の委任をうけた代表取締役社長山森郷司及び斧江章一は、報酬委員会からの答申の内容に従って決定しなければならないことから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

非金銭報酬については、報酬委員会からの答申内容に基づき、取締役会の決議により取締役個人別の割当株式数を決定します。

② 役員報酬等に関する株主総会決議

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年11月30日開催の臨時株主総会において、年額130百万円以内（うち社外取締役は年額10百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は８名（うち、社外取締役１名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年11月30日開催の臨時株主総会において、年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち、社外取締役は３名）です。

また、上記金銭報酬枠とは別枠で、2022年11月30日開催の臨時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役、非常勤取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬として、年額20百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち非常勤取締役3名、社外取締役１名）となり、対象取締役は４名です。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	対象となる役員の員数	報酬等の額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬 譲渡制限付株式
取締役 （うち社外取締役）	3名 （－名）	47,102千円 （－千円）	46,916千円 （－千円）	186千円 （－千円）
取締役監査等委員 （うち社外取締役）	3名 （3名）	12,600千円 （12,600千円）	12,600千円 （12,600千円）	－千円 （－千円）
合計 （うち社外取締役）	6名 （3名）	59,702千円 （12,600千円）	59,516千円 （12,600千円）	186千円 （－千円）

（注）非金銭報酬の内容は譲渡制限付株式報酬であり、割当ての際の条件等は「⑷取締役及び取締役監査等委員の報酬等」のとおりであります。また、非金銭報酬の金額は、当事業年度の費用計上額でございます。

⑸ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役監査等委員畑敬子氏は、HOP株式会社代表取締役CEOであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・取締役監査等委員髙橋可奈氏は、ひふみ総合法律事務所弁護士、matsuri technologies株式会社社外監査役、カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人監督役員、株式会社レナタス取締役監査等委員、霞ヶ関ホテルリート投資法人監督役員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役監査等委員　畑　敬子	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、企業において長年にわたり、人材開発分野における豊富な経験を有しており、人事戦略の構築、人的資源の活用、組織活性化などにおいて適切な助言を行うなど、職責を十分に果たしております。
取締役監査等委員　髙橋可奈	当事業年度に開催された取締役会21回、監査等委員会15回のそれぞれ全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、弁護士としての高度な専門性と知識を活かし、コーポレート・ガバナンス強化のために法律面から経営の監視を行うなど、職責を十分に果たしております。
取締役監査等委員　森脇基	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に、また、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、IRの専門分野をベースに、ファイナンスに関する高い知見を有しており、公正、中立な立場から当社の経営を監視し助言を行うなど、職責を十分に果たしております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　赤坂有限責任監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,868,393**	**流動負債**	**547,660**
現金及び預金	973,433	買掛金	73,179
売掛金	528,946	1年内返済予定の長期借入金	200,000
仕掛品	24,734	未払金	43,734
貯蔵品	184,160	前受収益	8,508
前払費用	145,730	未払費用	9,881
前渡金	4,766	前受金	55,311
その他	6,622	賞与引当金	1,000
固定資産	**3,343,174**	未払法人税等	122,568
有形固定資産	**109,207**	未払消費税等	29,177
建物附属設備	20,932	その他	4,300
工具、器具及び備品	61,839	**固定負債**	**740,965**
建設仮勘定	26,435	長期借入金	700,000
無形固定資産	**3,014,418**	資産除去債務	18,578
ソフトウエア	94,290	長期前受金	21,237
のれん	2,710,771	その他	1,150
ソフトウエア仮勘定	209,356	**負債合計**	**1,288,626**
投資その他の資産	**219,547**	**(純資産の部)**	
破産更生債権等	129	**株主資本**	**3,922,941**
繰延税金資産	82,141	**資本金**	**751,798**
長期前払費用	66,577	**資本剰余金**	**1,995,098**
その他	70,829	資本準備金	541,798
貸倒引当金	△129	その他資本剰余金	1,453,300
		利益剰余金	**1,176,130**
		その他利益剰余金	1,176,130
		繰越利益剰余金	1,176,130
		自己株式	**△85**
		純資産合計	**3,922,941**
資産合計	**5,211,568**	**負債純資産合計**	**5,211,568**

(注)　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年３月１日から
2026年２月28日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,842,655**
売上原価		**1,388,904**
売上総利益		**1,453,750**
販売費及び一般管理費		**1,151,474**
営業利益		**302,276**
営業外収益		
受取利息	1,758	
その他	1,125	**2,883**
営業外費用		
支払利息	14,680	
為替差損	57	**14,737**
経常利益		**290,422**
特別損失		
減損損失	3,368	
固定資産除却損	1,265	
和解金	12,500	**17,134**
税引前当期純利益		**273,288**
法人税、住民税及び事業税	161,851	
法人税等調整額	5,625	**167,476**
当期純利益		**105,811**

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年３月１日から
2026年２月28日まで）

（単位：千円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	751,798	541,798	1,453,300	1,995,098	1,070,318	1,070,318	△85	3,817,130	3,817,130
当期変動額									
当期純利益	－	－	－	－	105,811	105,811	－	105,811	105,811
当期変動額合計	－	－	－	－	105,811	105,811	－	105,811	105,811
当期末残高	751,798	541,798	1,453,300	1,995,098	1,176,130	1,176,130	△85	3,922,941	3,922,941

（注）　金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年４月22日

バリオセキュア株式会社
　取締役会　御中

赤坂有限責任監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池　田　　勉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒　川　和　也

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、バリオセキュア株式会社の2025年３月１日から2026年２月28日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

　個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年４月14日開催の取締役会において、HEROZ株式会社を完全親会社、会社を完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結している。なお、本株式交換は、2026年５月27日開催予定の第11期定時株主総会の承認を前提としている。

　本株式交換の結果、HEROZ株式会社は会社の完全親会社となり、完全子会社となる会社の株式は2026年６月26日付で上場廃止となる予定である。

　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年３月１日から2026年２月28日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また監査上の主要な検討事項についても、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人赤坂有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年４月22日

バリオセキュア株式会社　監査等委員会

監　査　等　委　員　畑　　敬　子

監　査　等　委　員　髙　橋　可　奈

監　査　等　委　員　森　脇　　基

（注）監査等委員、畑敬子、髙橋可奈及び森脇基は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　当社とHEROZ株式会社との株式交換契約承認の件

当社及びHEROZ株式会社（以下「HEROZ」といい、当社とHEROZを総称して、以下「両社」といいます。）は、2026年４月14日付の両社の取締役会の決議により、株式交換の方法による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の実施を目的として、HEROZを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、2026年４月14日、HEROZと当社との間で本株式交換にかかる株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いしたいと存じます。

本株式交換については、HEROZにおいては、会社法第796条第２項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認を受けることなく、また、当社においては、本株主総会にて承認を受けた上で、2026年６月30日（以下「本株式交換効力発生日」といいます。）を効力発生日として行うことを予定しております。

当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）は、本株式交換効力発生日（2026年６月30日予定）に先立つ2026年６月26日付で、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において、上場廃止（最終売買日は2026年６月25日）となる予定です。

本株式交換を行う理由及び本株式交換の内容の概要等は以下のとおりです。

１．株式交換を行う理由

HEROZは、「驚きを心に」をコンセプトとして、人々の生活が便利に楽しくなるように、AIを活用したサービスをBtoC及びBtoB領域で展開しております。AI市場においては、OpenAI社による「ChatGPT」のリリースに端を発した、各産業におけるAIトランスフォーメーション（以下「AIX」といいます。）に関する投資の加速が続いており、まさに現在進行形で、LLM（Large Language Model：大規模言語モデル）を含むAIの技術競争・需要拡大・社会実装が急激なスピードで進んでおります。なお、HEROZでは、AIXとは、AIを社会に浸透させることにより、その力を通じて既存の業務プロセスやビジネスモデル等を含めて社会全体に抜本的な変革を起こすこと、と捉えております。

このような潮流の中で、HEROZグループは、「HEROZ3.0」としてグループ戦略「AI BPaaS」を掲げ、単なるSaaSツール提供会社にとどまらず、生成AIや複数の分野・領域にまたがるAIエージェン

トをフル活用し、AIが業務全体を自律的に遂行・最適化する「Agentic Work」というかたちで価値を提供することを目指しております。これにより、社会全体への価値提供と事業成長を推進しております。

HEROZグループの事業セグメントとしては、「AIX事業」「AI Security事業」の２つとなります。このうち、AIX事業は、HEROZグループのAI・SaaS関連技術をフル活用し、AIの社会実装・各産業のAIXを推進していく事業であり、BtoCサービスとBtoBサービスに分かれます。

BtoCサービスは、主に将棋アプリ「将棋ウォーズ」を個人ユーザに提供するサービスとなります。また、BtoBサービスとして、HEROZがBtoB向けに提供するAIソリューション関連サービスや、生成AIを活用したAIアシスタントSaaS「HEROZ ASK」サービスのほか、連結子会社である「株式会社ストラテジット」「株式会社エーアイスクエア」「株式会社ティファナ・ドットコム」「VOIQ株式会社」が展開する各種ビジネスを推進しております。各産業においてAIX・AI革命を巻き起こすべく、AIソリューション、AI SaaS及びAI BPaaS戦略を通じてビジネスを展開し、成長に向けた取り組みを行っております。

また、AI Security事業は、当社が提供する、インターネットセキュリティ事業のセグメントとなります。

当社は、「世の中の人々が安心して生活できるスマート社会の実現」をビジョンとして掲げております。当社が提供する製品・サービスは中堅・中小企業のビジネスを、その脅威から守るためのものですが、当社の真の目的は、その企業の先の「生活者の日常」を守ることにあります。当社は、提供する製品とサービスで企業の挑戦を裏方として守り抜くことで、誰もがICTの恩恵を当たり前に、そして安全に享受できる強固な社会基盤を創り上げることを目指しています。

そして、「すべての中堅・中小企業に容易で高水準なセキュリティプラットフォームを届け、社会の安全安心を支える唯一無二の存在となる」をミッションとし、セキュリティ対策の「24/365 WORK」を請け負うマネージドセキュリティサービス、ネットワーク・エンドポイントセキュリティ及びインテグレーションサービス」を提供しています。日本の企業の大多数を占める中堅・中小企業にとって、高度化するサイバーセキュリティ対策は、コストや運用の面で大きな負担となっている中で、当社は、その技術力とサポート体制により、誰もが「容易」に導入でき、かつ「高水準」なセキュリティプラットフォームを提供します。お客様が本業に集中できるよう、当社が裏側で複雑な技術を吸収し、社会の安全を支え続けるとともに、当社独自の「自社開発×運用サービス」モデルを磨き上げ、他社には代替できない唯一無二の価値を創造していきます。

当社は、自社開発の国産製品をベースとしたネットワークセキュリティ導入・運用管理サービスを提供しております。マネージドセキュリティサービスで提供している商品は、VSRを利用した統合型インターネットセキュリティサービス、データのバックアップサービス（VDaP）、エンドポイント

セキュリティサービス（Vario EDR）及びVarioマネージドLAN/Wi-Fiサービスなどがあり、インテグレーションサービスには、中小企業向け統合セキュリティ機器（UTM）であるVCR（Vario Communicate Router）の販売とネットワーク機器の調達や構築を行うネットワークインテグレーションサービスを推進しております。

ビジネスを展開するセキュリティサービス市場は、昨今のランサムウェア被害に代表されるような、多様化するサイバー攻撃被害を受けて需要が拡大しており、セキュリティサービス市場は、高度なセキュリティ対策を必要とするものの、自社での運用・管理が困難である企業がセキュリティベンダーへ運用や監視をアウトソーシングする傾向にありサービス利用の拡大に繋がっています。このような市場環境の中、インターネットセキュリティサービス事業は、ネットワークセキュリティの導入から管理、運用・保守までをサービスとしてワンストップで提供し、ユーザから定額の月額費用（初期費用含む。）を徴収するリカーリングレベニューモデルとなっており、安定した収益が稼得できる事業基盤を有しております。今後もセキュリティ環境の変化に呼応したサービス及び製品の充実を図っております。

（図）HEROZグループの事業セグメント

事業名	AIX事業	AI Security事業
関連企業	・HEROZ株式会社 ・株式会社ストラテジット ・株式会社エーアイスクエア ・株式会社ティファナ・ドットコム ・VOIQ株式会社	・当社
事業内容	AIソリューション、AI SaaS及びAI BPaaS戦略を通じてビジネスを展開し、各産業におけるAIX・AI革命を目指す事業	セキュリティ対策の「24/365 WORK」を請け負うマネージドセキュリティサービス、ネットワーク・エンドポイントセキュリティ及びインテグレーションサービスを提供し、高度なインターネットセキュリティの実現を目指す事業

両社が展開するAIX事業やAI Security事業においては、急速な技術革新が進んでおります。

AIX事業においては、大規模言語モデル（LLM）技術の急速な発展に伴い、生成AIが対応可能な領

域が急速に拡大しております。そのため、「HEROZ3.0」としてグループ戦略「AI BPaaS」を掲げ、単なるSaaSツール提供会社にとどまらず、生成AIや複数の分野・領域にまたがるAIエージェントをフル活用し、AIが業務全体を自律的に遂行・最適化する「Agentic Work」というかたちで価値を提供することを目指しております。具体的にはHEROZ ASK事業を通じて各種のAIエージェントの開発を進め、AI BPaaSの早期実現を目指して参ります。

また、AI Security事業においても、クラウドサービスの利用拡大やワークスタイルの変化、そして、巧妙化するサイバー攻撃により、セキュリティの脅威は社外、社内という境界を越えて存在し、このような環境下、死活監視や機器の保守運用などを行うマネージドセキュリティサービスに加え、セキュリティリスクを検知し、脅威を除去する端末側のセキュリティサービスやデータの保護・復旧を行うバックアップサービスなど、事業領域を拡大していくことが重要な戦略となってきます。特にこれからの事業の展開においては、生成AIや複数の分野・領域にまたがるAIエージェントをフル活用し、AIが業務全体を自律的に遂行・最適化する「Agentic Work」を実現するサービスの提供が不可欠になってくるものと考えております。

HEROZは、これらの経営課題に対処するためには、両社が保有する人材及び技術といった経営資源を相互に活用することに加えて、両社が迅速かつ機動的な意思決定に基づき夫々の事業を成長させることにより、HEROZグループ全体として、より効率的かつ機動的な経営を行うことが必要不可欠であると考えております。両社は2022年９月に資本業務提携契約を締結し、HEROZは当社が実施する第三者割当増資を引き受け、HEROZが当社の発行済株式総数の約43%の株式を取得し、当社を連結子会社といたしました。

それ以降、両社は、営業面や技術面、コーポレート機能における様々な協業施策を検討し、一部は協業施策の推進を図っておりましたが、親子上場という状況下では、両社の利益相反を常に考慮しながら進めて行く必要があり、HEROZが考える事業上のシナジーである、HEROZが展開するHEROZ ASKとの営業面での連携や、HEROZのAI技術を生かした新たな分野におけるプロダクト開発、並びに、HEROZ及び当社が考えるコスト面でのシナジーである、共同購買や共通のガバナンス基盤の確立による各種のコスト削減等、具体的なシナジーの発揮を実現することは不十分な状況となっておりました。

そのため、HEROZは、競争環境が厳しくAIを含めた技術的な進化が早いこの環境下において、親子上場の形態を維持することは本質的なAIを活用した事業の遂行を極めて非効率あるいは困難なものとすると判断し、両社の企業価値の向上のためには、両社の経営統合により、AIエージェントサービスの早期実現に取り組むことが必要不可欠であると判断いたしました。

具体的には、HEROZは、グループ戦略機能を持つ持株会社のもと、各社の顧客に対するグループとしての営業/提案機能や、エンジニア・営業等の事業横断的な人材交流による従業員の育成、HEROZの有するAIに関する知見や技術力を活かしたAIエージェントの開発、資金調達力やネットワークの活用等の本格的な協業に取り組むことを想定しております。HEROZとしては、これらの取り組みを推進していくことで、当社のサービスにおけるAIを活用した自動応答化による業務の効率化、HEROZのAIエージェントの開発技術を活用したサービスの開発などの事業上のシナジーを創出できると考えております。

また、HEROZ及び当社は、共通インフラ活用による間接部門の効率化、情報システム部門の連携による基幹システム刷新プロジェクトの推進、各種ITツールの共同購買を通じたコスト削減など、HEROZグループとして、AI Security事業の本格的な事業成長に向けたシナジー効果を最大化できると考えております。

HEROZとしては、企業価値向上のためにはいかなる選択肢の検討も排除しないという方針のもと、HEROZグループの方向性や当社との関係性として様々な可能性を検討して参りました。その結果、上記のように、経営統合を行うことがHEROZグループ及び当社において企業価値向上に寄与するものとの判断から、2024年10月下旬にHEROZから当社に対して本経営統合の提案を行い、以降両社で協議・検討を進めて参りました。

当社としては、HEROZからの本経営統合の提案を受け、当社の上場廃止による各ステークホルダーへの影響等についても、独自に検討を進めて参りました。また、当社は、①機動的かつ多様な資金調達手段の確保、②社会的信用の向上、③優秀な人材の確保や従業員の労働意欲の向上等を目指し、2020年11月に東京証券取引所市場第二部に株式を上場しており、上場後比較的短期間で株式を非公開化することの是非についても検討いたしました。その結果、両社の経営統合に際し、当社がHEROZの完全子会社となることにより、当社も、既存事業領域において、インフラや間接部門の共有化、AIの積極的な活用を通じて企業価値の最大化の可能性があるとの結論に至りました。また、当社が株式の上場により目指していた各メリットを失う可能性について、①上場会社であることによって得ているエクイティファイナンス実施のメリットは失うものの、本株式交換後、当社はHEROZグループの１社として、HEROZグループのグループファイナンスを活用して資金調達を行うことが可能になること、②本株式交換後、当社は東京証券取引所スタンダード市場に上場しているHEROZのグループ会社の１社となることから、当社に対する社会的信用力が直ちに低下することはないと考えられること、③本株式交換後において、当社は、東京証券取引所スタンダード市場に上場するHEROZの子会社となり、HEROZグループの一員として当社の知名度や社会的信用力が一定程度維持されると考えられるため、当社の人材採用等への悪影響は実質的にはないものと考えられ、また、

HEROZによれば、本株式交換後に、当社の従業員の雇用について不利益な変更が行われることは現時点では想定されておらず、当社の従業員は本株式交換後は東京証券取引所スタンダード市場に上場するHEROZグループの一員として業務に従事することになることも考慮すると、既存従業員の士気等に対する影響は軽微であると考えられ、当社が株式の上場により目指していた各メリットが失われるわけではないとの結論に至りました。これらの本経営統合に伴う取り組みを実現させていくことで、当社もHEROZグループ全体の企業価値の最大化にも繋がるとの見解でHEROZと一致し、また、当社が株式上場によって目指していたメリットが失われるわけではないと考えたことから、上記のHEROZによる本経営統合の提案を受け、2026年４月14日、両社の取締役会において、それぞれ、HEROZが当社を完全子会社することを目的として本株式交換を実施することを決議し、本株式交換契約を締結いたしました。

本経営統合により、両社は、AI BPaaS戦略を推進する主要な企業体へと大きく転換して参ります。加えて、さらなるグループガバナンス向上にも努めることにより、全てのステークホルダーの価値最大化に資することを目指して参ります。

２．株式交換契約の内容の概要

当社及びHEROZが2026年４月14日付で締結した本株式交換契約の内容は以下のとおりであります。

株式交換契約書（写）

HEROZ株式会社（以下「甲」という。）及び当社株式会社（以下「乙」という。）は、2026年4月14日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1)　甲（株式交換完全親会社）

商号：HEROZ株式会社

住所：東京都港区芝五丁目31番17号PMO田町

（2）　乙（株式交換完全子会社）
商号：当社株式会社
住所：東京都千代田区神田錦町一丁目6番地

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）
1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（第9条第2項に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対して、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に0.99を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.99株の割合（以下「本株式交換比率」という。）をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）
本株式交換により増加すべき甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める金額とする。

第5条（本効力発生日）
本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年6月30日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条（株主総会の承認）
1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けないで本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する株主総会の決議による承認を求める。

第7条（事業の運営等）
1. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社（但し、甲については乙及びその子会社を除く。以下本条において同じ。）をして、善良な管理者の注意をもって当該子会社の業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、本契約において別途定める場合を除き、自ら又はその子会社をして、本株式交換の実行又は本株式交換比率に重大な影響を及ぼす具体的なおそれのある行為を行い又は行わせる場合は、事前に相手方当事者と協議し、書面により合意の上、これを行い又は行わせるものとする。

第8条（剰余金の配当）
甲及び乙は、本契約締結日以降、本効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条（新株予約権及び自己株式の消却）
1. 乙は、第6条第2項に定める乙の株主総会において本契約の承認が得られた場合（甲において、第6条第1項但書きの規定に基づき甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲及び乙の株主総会において本契約の承認が得られた場合）、本効力発生日の前日までに、自らが発行する新株予約権のうち、基準時において残存している新株予約権の全部について、本契約の承認に係る乙の株主総会決議が行われたことを取得事由として無償にて取得した上で、基準時をもって消却するものとし、そのために必要なすべての行為（乙の取締役会における自己新株予約権の消却に係る決議を行うことを含む。）を行うものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに開催される取締役会の決議により、基準時において所有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部につき基準時をもって消却するものとする。

第10条（本株式交換の条件変更等）
本契約締結日以降、本効力発生日に至るまでの間において、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、若しくは本株式交換を中止し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）
本契約は、(i)本効力発生日の前日までに乙の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(ii)甲において、会社法第796条第3項の規定により本契約に関して株主総会の承認が必要となったにもかかわらず、本効力発生日の前日までに甲の株主総会において本契約の承認が得られない場合、(iii)国内外の法令に基づき本株式交換を実行するために本効力発生日に先立って必要な関係官庁等の承認等が得られなかった場合、及び(iv)前条に基づき本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第12条（準拠法及び合意管轄裁判所）
1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（協議）
本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲及び乙は誠実に協議し、その解決を図るものとする。
（以下余白）

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2026年4月14日

甲　東京都港区芝五丁目31番17号PMO田町
HEROZ株式会社
代表取締役CEO　林　隆弘

上記合意の成立を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

2026年4月14日

乙　東京都千代田区神田錦町一丁目6番地
当社株式会社
代表取締役社長　斧江　章一

3．交換対価の相当性に関する事項

(1)　交換対価の総数の相当性に関する事項

①　本株式交換にかかる割当ての内容

	HEROZ （株式交換完全親会社）	当社 （株式交換完全子会社）
本株式交換にかかる割当比率	1	0.99
本株式交換により交付する株式数	HEROZ普通株式：2,558,688株（予定）	

（注）1．本株式交換にかかる株式の割当比率

当社普通株式１株に対してHEROZ普通株式0.99株を割当て交付します。但し、HEROZが所有する当社普通株式（2026年４月14日現在1,934,000株）については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上表に記載の本株式交換にかかる株式交換比率（以下「本株式交換比率」といいます。）に重大な影響を与える事由が発生し又は判明した場合は、両社による協議及び合意の上、本株式交換比率を変更することがあります。

2．本株式交換により交付する株式数

HEROZは、本株式交換に際して、本株式交換によりHEROZが当社普通株式（但し、HEROZが保有する当社普通株式を除きます。）の全てを取得する直前時（以下「基準時」といいます。）の当社の株主の皆様（但し、HEROZを除きます。）に対し、その保有する当社普通株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数のHEROZ普通株式を交付します。また、HEROZが交付する株式は、新

たに発行するHEROZ普通株式にて充当する予定です。

なお、当社は、本株式交換効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会の決議により、当社が保有する自己株式（2026年４月14日現在4,427株）及び当社が基準時の直前時までに保有することとなる自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第１項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点をもって消却することを予定しているため、実際にHEROZが割当て交付する株式数は今後修正される可能性があります。

３．単元未満株式の取り扱いについて

本株式交換に伴い、単元（100株）未満のHEROZ普通株式の割当てを受ける当社の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる当社の株主の皆様は、HEROZの単元未満株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。

１．単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、HEROZに対し、保有することとなるHEROZの単元未満株式の買取りを請求することができます。

４．１株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、HEROZ普通株式１株に満たない端数の割当てを受けることとなる当社の株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、HEROZが１株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いし、端数部分の株式は割当てられません。

② 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社が発行している次の全ての新株予約権のうち、本株式交換の効力発生日の前日において、未だ権利行使されていない新株予約権については、同日付で、当該新株予約権の取得条項に基づき、当社が無償で取得し、消却する予定です。

・第１回新株予約権（2017年５月16日取締役会決議）
・第２回新株予約権（2018年５月15日取締役会決議）

なお、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

③ 本株式交換にかかる割当ての内容の根拠等

(ア) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本株式交換に用いられる上記①「本株式交換にかかる割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、HEROZは株式会

社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を、当社はマクサス・コーポレートアドバイザリー株式会社（以下「マクサス・コーポレートアドバイザリー」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定いたしました。

HEROZにおいては、以下の（3）「当社の株主の利害を害さないようにした留意事項」に記載のとおり、第三者算定機関であるプルータスから2026年４月13日付で受領した株式交換比率に関する算定書、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）からの助言等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

当社においては、以下の（3）「当社の株主の利害を害さないようにした留意事項」に記載のとおり、第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーから2026年４月13日付で受領した株式交換比率に関する算定書及び本株式交換の株式交換比率が当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）、アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）からの助言、支配株主であるHEROZ及び本株式交換の成否から独立したメンバーで構成される特別委員会（詳細については、以下の（3）「当社の株主の利害を害さないようにした留意事項」に記載のとおりです。）から2026年４月14日付で受領した答申書を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。その結果、本株式交換比率は、株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

上記のほか、本経営統合において実施されたデュー・ディリジェンスの結果等も踏まえて、財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至り、2026年４月14日付の両社の取締役会決議により、本株式交換比率を含む本株式交換契約の締結を決定いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合等には、両社間で協議及び合意の上、変更されることがあります。

（イ）　算定に関する事項

(i)　算定機関の名称及び両社との関係

HEROZの算定機関であるプルータス及び当社の算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーは、いずれも両社から独立しており、両社の関連当事者には該当せ

ず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係はございません。なお、本取引に係るプルータスの報酬は、本取引の成否にかかわらず、支払われる固定報酬のみであり、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。また、マクサス・コーポレートアドバイザリーに対する報酬は、本取引の成立等を条件とした成功報酬が含まれておりますが、同種の取引における一般的な実務慣行等を勘案すれば、かかる成功報酬によって独立性が否定されるわけではないと判断しています。

(ⅱ) 算定の概要

(a) プルータスによる算定

プルータスは、両社の株式交換比率について、HEROZが東京証券取引所スタンダード市場に、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法によるHEROZ株式１株当たりの株式価値を１とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.87～0.89
DCF法	0.69～1.10

市場株価法においては、HEROZについては、2026年４月13日を算定基準日として、HEROZ株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値単純平均を、当社については、2026年4月13日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値単純平均を採用しております。

DCF法においては、HEROZについては、HEROZが作成した2026年４月期から2029年４月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については永久成長率法を採用しております。具体的には割引率は、10.7%～13.1%を使用しており、永久成長率は0%として算出しております。

一方、当社については、については、当社が作成した2027年２月期から2029年２月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値

に割り引くことによって企業価値を評価しております。DCF法における継続価値の算定については永久成長率法を採用しております。具体的には割引率は、8.8%～11.9%を使用しており、永久成長率は0%として算出しております。

プルータスがDCF法による算定に用いたHEROZの財務予測において、対前年度比較で利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、AIX事業を中心とした既存サービスの提供拡大や、グループ全体の経営効率化の進展等に伴う収益性の向上により、2027年４月期、2028年４月期及び2029年４月期の各事業年度における営業利益について継続して大幅な増加を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローにつきましても、事業拡大に伴う設備投資や運転資本の増加が見込まれるものの、前述の利益成長がそれらを大きく上回ることから、同期間（2027年４月期、2028年４月期及び2029年４月期）において継続して大幅な増加を見込んでおります。一方、プルータスがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測において、対前年度比較で利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、前期までに実施する新サービス開発や営業体制強化等の先行投資の効果発現や、提供サービスの販売拡大等により、2028年２月期における営業利益は大幅な増加を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、新サービス等に関する先行的な設備投資が一巡して設備投資額が減少すること等から、2029年２月期において大幅な増加を見込んでおります。なお、両社の当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

プルータスは、上記の株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。プルータスの株式交換比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、両社の各々の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

(b)　マクサス・コーポレートアドバイザリーによる算定

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社の株式交換比率について、HEROZが東京証券取引所スタンダード市場に、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法によるHEROZ株式１株当たりの株式価値を１とした場合の当社の評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.87～0.89
DCF法	0.72～1.10

市場株価平均法においては、HEROZについては、2026年４月13日を算定基準日として、HEROZ株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値単純平均を、当社については、2026年４月13日を算定基準日として、当社株式の東京証券取引所スタンダード市場における、算定基準日の終値、算定基準日までの直近１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値単純平均を採用しております。

DCF法においては、HEROZについては、HEROZが作成した2026年４月期から2029年４月期までの事業計画に基づく財務予測や投資計画、当社が実施したデュー・ディリジェンスの結果、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、HEROZが2026年４月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いてHEROZの株式価値を評価しております。なお、HEROZのAIX事業とAI Security事業では提供しているサービスの特徴が相互に異なることから、各事業の特徴を適切に算定に反映させるため、各事業を分類して算定を行うサム・オブ・ザ・パーツ分析を実施しております。AIX事業においては、割引率は加重平均資本コスト（WACC：Weighted Average Cost of Capital）を採用し、9.7%～10.7%を使用しております。資本コストの計算に当たっては、HEROZの企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しております。継続価値の算定に当たっては、永久成長率法を採用し、国内のインフレ率及びHEROZのAIX事業が属する業界の成長率等を踏まえて永久成長率は0.0%～1.0%とした上で、継続価値を11,959百

万円～15,272百万円と算定しております。AI Security事業は、当社により構成されているため、当社のDCF法の評価によりに算定される１株当たり株式価値に、HEROZが保有する当社普通株式を乗じた価値で算定しております。

一方、当社については、当社が作成した2027年２月期から2029年２月期までの事業計画（以下「当社事業計画」といいます。）に基づく財務予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2027年２月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の株式価値を評価しております。割引率は加重平均資本コストを採用し、9.1%～10.1%を使用しております。資本コストの計算に当たっては、当社の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しております。継続価値の算定に当たっては、永久成長率法を採用し、国内のインフレ率及び当社が属する業界の成長率等を踏まえて永久成長率は0.0%～1.0%とした上で、継続価値を3,862百万円～4,994百万円と算定しております。

マクサス・コーポレートアドバイザリーがDCF法による算定に用いたHEROZの財務予測において、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、AIX事業を中心とした既存サービスの提供拡大や、グループ全体の経営効率化の進展等に伴う収益性の向上により、2027年４月期、2028年４月期及び2029年４月期の各事業年度における売上高、営業利益及びEBITDAについて継続して大幅な増加を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローにつきましても、事業拡大に伴う設備投資や運転資本の増加が見込まれるものの、前述の利益成長がそれらを大きく上回ることから、同期間（2027年４月期、2028年４月期及び2029年４月期）において継続して大幅な増加を見込んでおります。一方、マクサス・コーポレートアドバイザリーがDCF法による算定の前提とした当社の財務予測において、大幅な増益が見込まれる事業年度が含まれております。具体的には、前期までに実施する新サービス開発や営業体制強化等の先行投資の効果発現や、提供サービスの販売拡大等により、2028年２月期における営業利益及びEBITDAは大幅な増加を見込んでおります。また、フリー・キャッシュ・フローについては、新サービス等に関する設備投資が一巡して設備投資額が減少すること等から、2029年２月期において大幅な増加を見込んでおります。なお、両社の財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

なお、マクサス・コーポレートアドバイザリーがDCF法による当社株式の価値の算定の基礎とした当社事業計画は、本株式交換の検討に当たって当社が作成したものです。当社事業計画は、インターネットセキュリティサービス事業の2026年２月期まで

の業績を勘案の上で、今後の事業成長に必要な事業投資を加味して収益予測や投資計画を作成したものであり、具体的な計画数値の作成過程においてHEROZによる関与はありません。また、本特別委員会（以下の（3）「当社の株主の利害を害さないようにした留意事項」の③「当社における、独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」の「（ア）設置等の経緯」で定義します。）は、当社事業計画がHEROZから独立した者により作成されていることについて確認するとともに、重要な前提条件等について説明を受け、最終的な当社事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認しております。

当社事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。

（単位：百万円）

	2027年２月期	2028年２月期	2029年２月期
売上高	2,965	3,246	3,670
営業利益	460	640	751
ＥＢＩＴＤＡ	695	911	1,060
フリー・キャッシュ・フロー	222	169	555

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がないこと、マクサス・コーポレートアドバイザリーに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（デリバティブ取引、簿外資産・負債、その他偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自の評価又は鑑定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社の事業計画作成者により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにか

かる算定は2026年４月13日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

また、マクサス・コーポレートアドバイザリーは、以下の（３）「当社の株主の利害を害さないようにした留意事項」に記載のとおり、当社の取締役会からの依頼に基づき、2026年４月13日付にて、上記の前提条件その他一定の前提条件（注）のもとに、本株式交換における株式交換比率が、当社の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を当社に提出しております。

（注）本フェアネス・オピニオンは、上記の市場株価平均法及びDCF法による株式交換比率の算定結果に照らして、両社で合意された株式交換比率が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、上記のとおり、DCF法に基づく算定の前提とした本財務予測において、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については加味されておりません。

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、本フェアネス・オピニオンにおける意見表明にあたり、公開されている情報及び両社より提供を受けた情報等を正確かつ完全なものとして採用しており、その正確性及び完全性につき独自の検証は行っておりません。また、マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社の事業計画作成者がこれらの情報を重要な点で不正確又は誤解を招くものとする事実又は状況を認識していないことを前提としております。両者の事業計画については、両社の事業計画作成者によって現時点で入手可能な最善の見積り及び判断に基づき、合理的に準備・作成されていることを前提としております。マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社の事業計画の実現可能性について独自に検証は行わず、両社の事業計画に依拠しており、その内容及び基礎となる仮定に関して何らの意見を表明するものではありません。

本フェアネス・オピニオンにおける意見表明は、2026年４月13日までに入手可能な情報に基づいており、入手した情報を重大な誤りとする事実があった場合、又は今後の状況の変化により、本フェアネス・オピニオンで表明される意見に影響を及ぼす可能性があります。マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社及びそれらの関係会社の資産・負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られません。）について独自に評価・鑑定を行っておりません。マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社の資産の物理的検査を行う義務を負っておらず、また、破産手続、会社更生手続、民事再生手続、会社法の特別清算その他の倒産処理手続に適用される法律に基づいて両社の支払能力又は公正価値を評価しておりません。

本フェアネス・オピニオンの作成に当たってマクサス・コーポレートアドバイザリーが両社に要求した情報のうち、両社から情報の提供又は開示を受けられず、その他の方法によってもマクサス・コーポレートアドバイザリーが評価の基礎として使用できなかったものについては、マクサス・コーポレートアドバイザリーは当社の同意の下で、マクサス・コーポレートアドバイザリーが合理的かつ適切と考える仮定を用いております。マクサス・コーポレートアドバイザリーのかかる仮定が重要な点において事実と異なることが明らかになった場合に、それが両社の将来の財務状況にどのような影響を及ぼすかについて、マクサス・コーポレートアドバイザリーは独自の検証を行っておりません。

マクサス・コーポレートアドバイザリーは、本株式交換が重要な条件の変更を伴うことなく適時に完了すること、本株式交換で想定される利益に悪影響を与える可能性のある遅延、制限又は条件が課されずに必要な政府及び規制当局の承認又は同意を得ることができること、並びにかかる承認及び同意の内容が本株式交換比率に影響を及ぼさないことを前提としており、独自の検証を行っておりません。また、両社は、本株式交換比率に重大な影響を及ぼす契約書、合意書その他の文書を過去に取り交わしておらず、また、将来も取り交わさないことを前提としております。マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社より提供又は開示を受けた情報のほか、本株式交換比率に重大な影響を及ぼす偶発債務又は簿外債務は存在しないことを、両社に確認の上、前提としております。

本フェアネス・オピニオンは、本株式交換の承認の是非について、当社に対して助言することを意図するものではなく、また、かかる助言を構成するものでもありません。さらに、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換について、当社が利用若しくは実行できる可能性のある他の戦略若しくは取引と比較した場合の相対的な利点、又は当社が本株式交換を実行若しくは継続するに当たっての基礎となる事業決定について、意見又は見解を表明するものではありません。また、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換又はそれに関連する事項に関し、株主の議決権行使や行動について、いかなる意見や提言を表明するものでもありません。マクサス・コーポレートアドバイザリーは、両社の株式が本株式交換の効力発生前に取引される価格又は取引されるべき価格に関して意見を表明するものではありません。

マクサス・コーポレートアドバイザリーの意見は、2026年４月13日時点で有効な財務、経済、市場その他の条件、及びマクサス・コーポレートアドバイザリーが入手可能な情報に基づいております。同日以降に発生した事実は、本フェアネス・オピニオンの意見及びそれを準備する際に使用した仮定に影響を及ぼす場合がありますが、マクサス・コーポレートアドバイザリーは本フェアネス・オピニオンを更新、改訂又は再確認する義務を負わないものとします。

⑵　交換対価としてHEROZ株式を選択した理由

当社及びHEROZは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社であるHEROZ株式を選択しました。HEROZは東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

なお、本株式交換により、本株式交換効力発生日（2026年６月30日予定）をもって、当社はHEROZの完全子会社となり、当社普通株式は東京証券取引所スタンダード市場の上場廃止基準に従い、2026年６月26日付で上場廃止となる予定です。

上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により当社の株主の皆様に割当てられるHEROZ普通株式は東京証券取引所スタンダード市場に上場されており、本株式交換効力発生日以後も、金融商品取引市場での取引が可能です。

従って、本株式交換によりHEROZ普通株式の単元株式数である100株以上のHEROZ普通株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、株式の保有数に応じて一部単元未満の普通株式の割当てを受ける可能性はあるものの、１単元以上の株式について引き続き東京証券取引所スタンダード市場において取引が可能であり、HEROZ普通株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、100株未満のHEROZ普通株式の割当てを受ける当社の株主の皆様においては、本株式交換によりHEROZの単元未満株主となります。単元未満株式については金融商品取引所において売却することはできませんが、該当する株主の皆様のご希望により、HEROZにおける単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記３.「交換対価の相当性に関する事項」の（１）「交換対価の総数の相当性に関する事項」の①「本株式交換にかかる割当ての内容」の（注３）「単元未満株式の取り扱いについて」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い１株に満たない端数が生じた場合における取り扱いの詳細については、上記３.「交換対価の相当性に関する事項」の（１）「交換対価の総数の相当性に関する事項」の①「本株式交換にかかる割当ての内容」の（注４）「１株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2026年６月25日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社普通株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

⑶　当社の株主の利害を害さないようにした留意事項

両社は、HEROZが、既に当社普通株式1,934,000株（2026年４月14日現在の当社の発行済株式総数4,522,961株に占める割合にして42.8%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、保有割合の計算において同じです。））を保有しており、当社がHEROZの連結子会社に該当することから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保する必要があると判断し、以下の公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む。）を実施しております。

①　第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

HEROZは、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、第三者算定機関であるプルータスから本株式交換にかかる株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。

当社は、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーから本株式交換にかかる株式交換比率に関する算定書の提出を受けております。また、当社は、マクサス・コーポレートアドバイザリーから、本株式交換の株式交換比率が当社の株主にとって財務的見地より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

各算定書及びフェアネス・オピニオンの概要は上記（１）「交換対価の総数の相当性に関する事項」の③「本株式交換にかかる割当ての内容の根拠等」の（イ）「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、プルータス及びマクサス・コーポレートアドバイザリーは、いずれも両社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

②　独立した法律事務所からの助言

HEROZは、本株式交換の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

当社は、本株式交換の法務アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。

なお、森・濱田松本法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、いずれも両社から独立しており、両社との間に重要な利害関係を有しません。

③　当社における、独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

(ア)　設置等の経緯

当社は、2024年10月下旬、HEROZから本経営統合の提案を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、当社の取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定に慎重を期し、また、当社の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって公正であるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2024年11月15日に、HEROZからの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有しており、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、当社の社外取締役（監査等委員）である畑敬子氏、髙橋可奈氏及び森脇基氏の３名により構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置いたしました。また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として髙橋可奈氏が選定されました。なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず本特別委員会に係る業務に従事した時間に応じて報酬を支払うものとされており、本株式交換の成立を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、当社は、本特別委員会に対して、（ａ）本株式交換の目的は合理的と認められるか（本株式交換が当社の企業価値の向上に資するか否かを含む。）、（ｂ）本株式交換の取引条件（本株式交換に係る株式交換比率を含む。）の公正性が確保されているか、（ｃ）本株式交換において、公正な手続を通じた当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされているか、（ｄ）上記（ａ）から（ｃ）のほか、本株式交換は当社の少数株主にとって不利益でないと考えられるかについて諮問いたしました。なお、東京証券取引所が2025年７月22日を施行日として有価証券上場規程の一部を改正したことに伴って、当社は、同年８月19日開催の取締役会において、上記の諮問事項（ｃ）について、「本株式交換において、公正な手続を通じた当社の一般株主の利益への十分な配慮がなされているか」に変更し、また、諮問事項（ｄ）について、「上記（ａ）から（ｃ）のほか、本株式交換は当社の一般株主にとって公正であると考えられるか」に変更をしております（変更後の諮問事項を、以下「本諮問事項」と総称します。）。加えて、当社の取締役会は、本諮問事項の諮問にあたり、本株式交換に関する当社の取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと及び本特別委員会が本株式交換に関する取引条件が妥当でないと判断したときには当社の取締役会は当該取引条件による本株式交換に賛同しないこととすることを決議しております。

あわせて、当社の取締役会は、本特別委員会に対して、（ア）両社が本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）について交渉するにあたり、事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面でその意見、指示及び要請を行うことにより、本特別委員会が取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る又は関与する権限、（イ）本株式交換に係る当社のアドバイザーを承認（事後承認を含む。）した上で、これを利用することができるほか、必要と認めるときは独自のアドバイザーを選任する権限（その場合の合理的な費用は、当社が負担する。）を付与することを決議しております。なお、当社は、2026年３月17日開催の取締役会において、上記の権限（ア）について、「両社が本株式交換の条件（株式交換比率を含む。）について交渉するにあたり、事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面でその意見、指示及び要請を行うことにより、本特別委員会が取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る又は関与し、また、本特別委員会が必要と認める場合には、直接本取引の取引条件等の協議及び交渉を行うことができる権限」に変更しております。

（イ） 検討の経緯

本特別委員会は、2024年11月15日から2026年４月14日までに、合計51回にわたって開催したほか、委員会外においても、電子メール等を通じて、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項について、慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、当社が選任した第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリー及び法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。 また、本特別委員会は、必要に応じ当社のアドバイザー等から専門的助言を得ることとし、本特別委員会として独自にアドバイザー等を選任しないことを確認しております。

その上で、本特別委員会は、両社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、本特別委員会は、HEROZに対しては、2024年12月から2026年４月にかけて、合計７回の質問状の送付を行った上で、上記事項を含む本株式交換に係るHEROZの検討内容等について、HEROZから回答を受領しました。また、当社からは、本株式交換比率の算定の前提となる当社事業計画の作成手続及び内容についても説明を受けました。また、当社の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法・

過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。さらに、当社の第三者算定機関であるマクサス・コーポレートアドバイザリーから、本株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。

なお、本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適宜に報告を受けた上で、HEROZから本株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、HEROZとの交渉過程に実質的に関与しております。

(ウ) 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換は当社の一般株主にとって公正なものである旨の答申書を、2026年４月14日付で、委員全員の一致で、当社の取締役会に対して提出しております。本答申書の内容については、当社及びHEROZが2026年４月14日に公表した「HEROZ株式会社とバリオセキュア株式会社の経営統合に関するお知らせ」別添の2026年４月14日付「答申書」をご参照ください。

④ 当社における、利害関係を有しない取締役全員の承認

2026年４月14日開催の当社の取締役会では、当社の取締役７名（監査等委員である取締役３名を含みます。）のうち、取締役である林隆弘氏、井口圭一氏及び森博也氏は、HEROZの取締役を兼任しているため、利益相反を回避する観点から、当該３名を除く４名の取締役において審議の上、その全員一致により、本株式交換に関する決議を行いました。

また、林隆弘氏、井口圭一氏及び森博也氏は、いずれも、当社の立場において、本株式交換に関するHEROZとの協議・交渉に参加しておりません。

⑤ 独立した検討体制の構築

当社は、HEROZから独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社の社内に構築いたしました。具体的には、当社は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえ、2024年10月下旬に、HEROZより本株式交換の提案を受領した日以降、本株式交換に関する検討（株式交換比率の算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。）並びにHEROZとの協議及び交渉を行うにあたり、HEROZの役職員との兼任者（当社の取締役のうちHEROZの取締役を兼任している林隆弘氏、井口圭一氏及び森博也氏を含みま

す。）やHEROZからの転籍者又は出向者を含めない体制を構築いたしました。また、本特別委員会は、2025年６月30日開催の特別委員会において、当該体制の構築について確認いたしました。

これらの取扱いを含めて、当社の検討体制に独立性、公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

⑷ 株式交換完全親会社であるHEROZの資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するHEROZの資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、HEROZが適当に定めるものといたします。かかる取扱いは、HEROZの財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

４．交換対価について参考となるべき事項

⑴ 株式交換完全親会社であるHEROZの定款の定め

HEROZの定款は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.variosecure.net/ir/library4/）及び株主総会資料　掲載ウェブサイト(https://d.sokai.jp/4494/teiji/)、東京証券取引所ウェブサイト（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）に掲載しております。

⑵ 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

HEROZ株式は、東京証券取引所スタンダード市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

HEROZ株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社）において取引の媒介、取次ぎ等が行われています。

③ 交換対価の譲渡その他の処分の制限の内容

該当事項はありません。

⑶ 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2026年４月14日）の前営業日（2026年４月13日）を基準として、１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の東京証券取引所プライム市場におけるHEROZ株式の終値の平均は、それぞれ844円、838円及び875円です。

また、HEROZ株式の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト（https://www.jpx.co.jp/）等でご覧いただけます。

⑷ 株式交換完全親会社であるHEROZの過去５年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

HEROZは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第１項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

５．株式交換に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

なお、当社が発行している新株予約権のうち、基準時において残存している新株予約権の全部について、本株式交換契約の承認に係る当社の株主総会決議が行われたことを取得事由として無償にて取得した上で、基準時をもって消却することを予定しております。また、当社は新株予約権付社債を発行しておりません。

６．計算書類に関する事項

⑴ HEROZの最終事業年度に係る計算書類等の内容

HEROZの最終事業年度（2025年４月期）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.variosecure.net/ir/library4/）及び株主総会資料　掲載ウェブサイト(https://d.sokai.jp/4494/teiji/)、東京証券取引所ウェブサイト（https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show）に掲載しております。

⑵ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

① 当社

(ア) 本株式交換契約の締結

当社は、2026年４月14日付の取締役会決議により、HEROZを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記２．「株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

(イ) 自己株式の消却

当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第１項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。

② HEROZ

(ア) 本株式交換契約の締結

HEROZは、2026年４月14日付の取締役会決議によりHEROZを株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定し、同日、両社間で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の概要は、上記「２．株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

(イ) 株式譲渡契約の締結

HEROZは、2026年4月20日開催の取締役会決議に基づき、HEROZの連結子会社である株式会社ストラテジットの普通株式79,499株（HEROZが保有する同社の全株式）をGMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社に譲渡する旨の株式譲渡契約を同日付で締結いたしました。

当該株式譲渡に係る譲渡価額は424,604千円であり、株式譲渡実行日は2026年4月30日を予定しております。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、独立社外取締役が過半数を占める指名委員会における審議を経ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	髙橋（たかはし）　知裕（ともひろ） (1976年12月30日)	1999年４月　日本電気株式会社入社　ビッグローブ事業部、経営企画部在籍 2009年４月　HEROZ株式会社設立　代表取締役COO 2023年７月　同社　取締役CRO（現任） 2024年３月　株式会社ティファナ・ドットコム　取締役（現任） 2025年５月　VOIQ株式会社　取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ティファナ・ドットコム　取締役 VOIQ株式会社　取締役	－

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	はやし　たかひろ 林　隆弘 (1976年12月20日)	1999年４月　日本電気株式会社入社　IT戦略部、経営企画部在籍 2009年４月　HEROZ株式会社設立 代表取締役CEO（現任） 2022年９月　株式会社ストラテジット　取締役就任（現任） 2022年11月　当社　取締役就任（現任） 2023年10月　株式会社ファーストロジック（現楽待株式会社）　社外取締役就任（現任） 2023年12月　株式会社エーアイスクエア 取締役就任（現任） 2024年３月　株式会社ティファナ・ドットコム 取締役就任（現任） 2024年８月　VOIQ株式会社　取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） HEROZ株式会社　代表取締役CEO 株式会社ストラテジット　取締役 楽待株式会社　社外取締役 株式会社エーアイスクエア　取締役 株式会社ティファナ・ドットコム　取締役 VOIQ株式会社　取締役	－
3	いぐち　けいいち 井口　圭一 (1978年７月19日)	2003年４月　日本電気株式会社入社　中央研究所在籍 2010年４月　株式会社Donuts入社　開発部長 2012年５月　株式会社Ginger設立　取締役 2013年６月　HEROZ株式会社入社　開発部長 2020年７月　同社　取締役CTO（現任） 2021年11月　当社　社外取締役就任 2022年11月　当社　取締役就任（現任） 2024年８月　VOIQ株式会社　取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） HEROZ株式会社　取締役CTO VOIQ株式会社　取締役	－

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	森（もり）　博也（ひろや） (1973年10月19日)	1996年10月　センチュリー監査法人 （現 EY新日本有限責任監査法人）入社 2000年７月　株式会社インテラセット入社 2002年７月　株式会社インテリジェンス （現 パーソルキャリア株式会社）入社 2016年４月　テンプホールディングス株式会社（現パーソルホールディングス株式会社）転籍 グループ財務本部長 2021年10月　HEROZ株式会社入社　執行役員CFO 2022年９月　株式会社ストラテジット　取締役就任（現任） 2022年11月　当社　取締役就任（現任） 2023年７月　HEROZ株式会社　取締役CFO就任（現任） 2023年12月　株式会社エーアイスクエア 取締役就任（現任） 2024年３月　株式会社ティファナ・ドットコム 代表取締役就任（現任） 2024年８月　VOIQ株式会社　取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） HEROZ株式会社　取締役CFO 株式会社ストラテジット　取締役 株式会社エーアイスクエア　取締役 株式会社ティファナ・ドットコム　代表取締役 VOIQ株式会社　取締役	－

（注）１．高橋知裕氏は、HEROZ株式会社の代表取締役CROであり、同社は当社との間で資本業務提携契約を締結しております。
２．林隆弘氏は、HEROZ株式会社の代表取締役CEOであり、同社は当社との間で資本業務提携契約を締結しております。
３．井口圭一氏は、HEROZ株式会社の取締役CTOであり、同社は当社との間で資本業務提携契約を締結しております。
４．森博也氏は、HEROZ株式会社の取締役CFOであり、同社は当社との間で資本業務提携契約を締結しております。
５．上記４名以外の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
６．当社は、林隆弘氏、井口圭一氏及び森博也氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第

423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。また、高橋知裕氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

7. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	畑（はた）　敬子（けいこ） (1971年１月６日)	1994年４月　防衛庁(現防衛省)航空自衛隊　入隊 2007年５月　福岡ソフトバンクホークス株式会社　入社 2008年５月　株式会社スマイルズ コーポレート本部人事総務部長就任 2014年４月　株式会社シーボン　入社 2015年７月　寺田倉庫株式会社　入社 2016年４月　同社　執行役員人材開発室長就任 2017年８月　同社　上席執行役員人材開発室長就任 2018年５月　同社　常務執行役員人材開発室長就任 2018年11月　HOP株式会社　代表取締役CEO就任(現任) 2020年９月　株式会社ファームシップ　取締役CHRO兼CCO就任 2024年５月　当社 社外取締役監査等委員就任（現任） （重要な兼職の状況） HOP株式会社　代表取締役CEO	－

候補者番号	氏名（ふりがな） (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	髙橋（たかはし）　可奈（かな） (1984年3月12日)	2007年９月　弁護士登録 2007年９月　森・濱田松本法律事務所入所 2016年８月　中外製薬株式会社入社 2018年11月　ひふみ総合法律事務所入所（現任） 2022年４月　ホワイトエッセンス株式会社　社外監査役就任 2022年10月　matsuri technologies株式会社 社外監査役就任(現任) 2024年５月　当社 社外取締役監査等委員就任（現任） 2024年11月　カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 監督役員就任（現任） 2025年３月　株式会社レナタス 取締役監査等委員就任（現任） 2025年４月　霞ヶ関ホテルリート投資法人 監督役員就任（現任） （重要な兼職の状況） ひふみ総合法律事務所　弁護士 matsuri technologies株式会社　社外監査役 カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人　監督役員 株式会社レナタス　取締役監査等委員 霞ヶ関ホテルリート投資法人　監督役員	－
3	森脇（もりわき）　基（もとい） (1979年３月25日)	2002年４月　株式会社ベースボール・マガジン事業社（現株式会社BBMスポーツ・コミッション）入社 2008年１月　株式会社綜合臨床ホールディングス（現株式会社EPLink）入社 2009年７月　株式会社アプロード入社 2011年４月　エン・ジャパン株式会社入社 2023年１月　株式会社BuySell Technologies CFO室長就任 2024年５月　当社 社外取締役監査等委員就任（現任） 2026年４月　株式会社BuySell Technologies ファイナンス・IR戦略室　IR部長(現任)	－

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．畑敬子氏、髙橋可奈氏および森脇基氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
３．畑敬子氏、髙橋可奈氏および森脇基氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役でありますが、３氏の在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。
４．畑敬子氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割の概要

は、企業において長年にわたり、人材開発分野における豊富な経験を有しており、当社の今後の人事戦略の構築、人的資源の活用、組織活性化などにおいて適切な助言を期待できるものと判断したためです。

5．髙橋可奈氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割の概要は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての高度な専門性と知識を活かし、コーポレート・ガバナンス強化のために法律面から経営を監視していただくことが有用と判断したためです。

6．森脇基氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由および果たすことが期待される役割の概要は、直接会社経営に関与した経験はありませんが、IRの専門分野をベースに、ファイナンスに関する高い知見を有しており、公正、中立な立場から当社の経営を監視し、助言いただくことが期待できると判断したためです。

7．畑敬子氏、髙橋可奈氏および森脇基氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として東京証券取引所に届け出ており、各氏が選任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

8．当社は、畑敬子氏、髙橋可奈氏および森脇基氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

9．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同程度の内容での更新を予定しております。

（ご参考）株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案通りご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	企業経営	コーポレートガバナンス	IT デジタル	技術 研究開発	営業 マーケティング	財務会計	人事 人材開発	国際性
高橋知裕	●		●		●			
林　隆弘	●	●	●				●	
井口圭一	●		●	●				
森　博也	●	●				●		
畑　敬子	●	●					●	
髙橋可奈	●	●						●
森脇　基	●				●	●		

以上

株主総会会場ご案内図

会場：　東京都千代田区神田錦町二丁目２番地１
神田スクエア３階　CONFERENCE

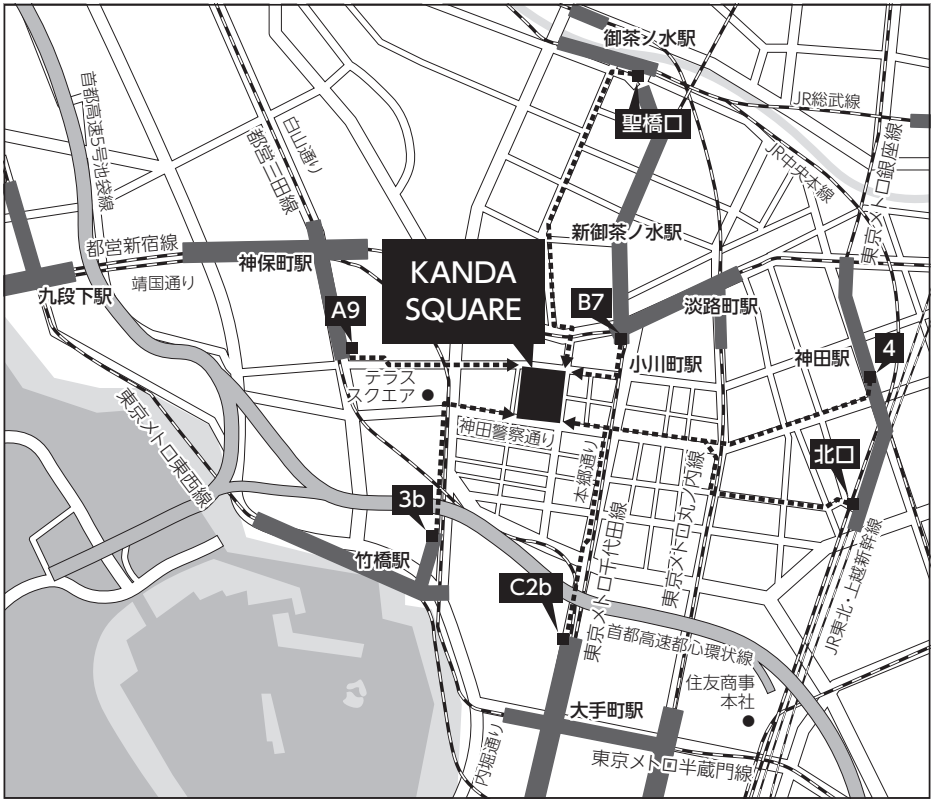

交通	東京メトロ 千代田線「新御茶ノ水」駅	出口Ｂ７から	徒歩 約３分
	東京メトロ 丸ノ内線「淡路町」駅	出口Ｂ７から	徒歩 約３分
	都営地下鉄 新宿線「小川町」駅	出口Ｂ７から	徒歩 約３分
	東京メトロ 半蔵門線「神保町」駅	出口Ａ９から	徒歩 約５分
	東京メトロ 東西線「竹橋」駅	出口３ｂから	徒歩 約６分
	東京メトロ 千代田線「大手町」駅	出口Ｃ２ｂから	徒歩 約８分
	ＪＲ 中央線・総武線「御茶ノ水」駅	聖橋口から	徒歩 約９分
	ＪＲ 各線「神田」駅	出口４/北口から	徒歩 約10分